

新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行に伴う
補装具費受給者に対する利用者負担軽減事業運営要綱

平成 18 年 11 月 9 日 18 新福障経第 1336 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 23 項で規定する補装具の購入、借受け又は修理に要する費用（以下「補装具費」という。）の支給を受ける低所得者について、法の施行に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担を軽減し、新制度への円滑な移行を図ることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 43 条の 3 第 1 号に該当する者とする。

2 法 76 条第 1 項ただし書の規定に関わらず、同項ただし書に該当する者であっても、同条第 2 項から第 6 項までの規定を適用することにより、補装具費を支給し、この事業の対象者とする。

(軽減内容)

第 4 条 区長は、前条第 1 項に規定する対象者に係る補装具費の利用者負担の額について、法第 76 条第 2 項の規定による補装具費の残額を、100 分の 10 から 100 分の 3 に減額し、残額と減額後の差額を対象者に給付するものとする。ただし、前条第 2 項に該当する対象者に係る補装具の利用者負担の額については、これを適用しないものとする。

2 前項本文の規定により利用者負担の額を軽減された者の政令第 43 条の 3 に基づく負担上限月額
は、軽減後の額により算出するものとする。

(対象者への通知)

第 5 条 区長は、第 3 条に規定する軽減の対象者に対して、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号。以下「規則」という。）第 21 条により交付する補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券に前条で規定する軽減後の額を明示することにより通知したものとみなす。

(軽減の方法)

第 6 条 補装具支給対象障害者等又は補装具業者は、規則第 25 条又は第 26 条に基づき補装具費を区長に請求する際は、補装具費支給券に明示された軽減後の額を控除した額を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を審査し、支払うべきものと認められる場合は、速やかに請求者に支払うものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の適用関係)

第 7 条 高額障害福祉サービス等給付費については、この要綱による軽減措置適用後の利用者負担額を基に算定することとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第 9 条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 11 月 9 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則 (平成 19 年 3 月 23 日 18 新福障経第 2200 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 15 日 20 新福障経第 1587 号)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 22 年 3 月 15 日 21 新福障経第 1976 号)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 23 新福障経第 2292 号)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日 24 新福障福第 1570 号)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日 26 新福障経第 2354 号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日 29 新福障経第 2336 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 2 新福障経第 2556 号)

この要綱は、決定の日から施行する。